

## 東北地方整備局からの情報提供

1. 浸水対策重点地域緊急事業
2. 令和2年度 国土交通省・公共事業関係予算のポイント
3. 令和2年度 地方財政対策の概要

令和元年12月

東北地方整備局

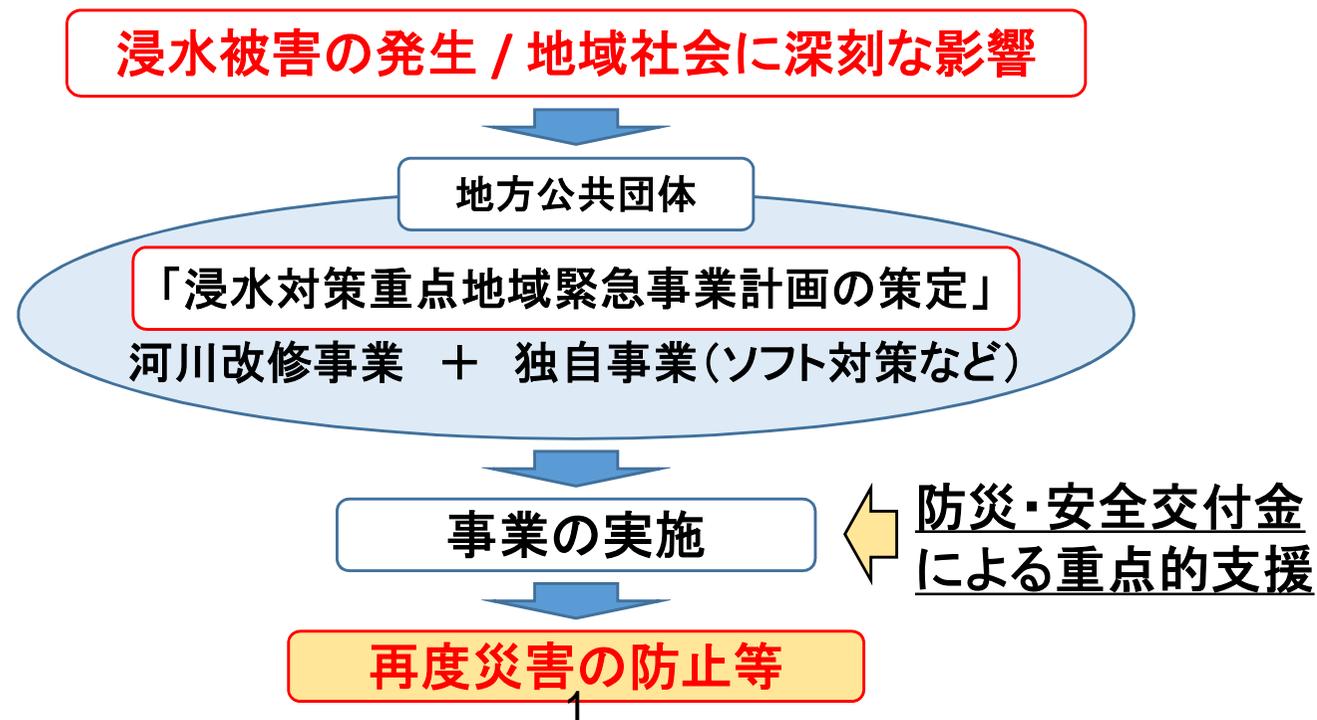
# ◇浸水対策重点地域緊急事業【交付金事業】

## 事業制度の概要等

浸水対策重点地域緊急事業は、中小河川の氾濫により浸水被害が発生した地区において、早期に再度災害の防止等を図るため、ハード・ソフト一体となった改修計画に対し、防災・安全交付金で重点的に支援するものである。

- 概ね5年間で事業完了させるもの
- 過去概ね10年間の河川の氾濫による1回の被害が次に該当するもの
  - ・床上浸水家屋数が50戸以上
  - ・浸水家屋数が200戸以上
- 浸水想定区域内に要配慮者利用施設、官公庁舎等の重要施設を有するもの
- 「再度の床上被害の防止等を図る河川改修事業(防災・安全交付金等の基幹事業)」及び「都道府県等の独自事業」等からなる「浸水対策重点地域緊急事業計画」を作成し登録するもの

【平成31年度創設】



# 浸水対策重点地域緊急事業について

河川管理者と地元自治体がそれぞれできることを考え、地域と連携し流域全体で再度災害の防止・軽減を図る。

## 内水対策

## 外水対策

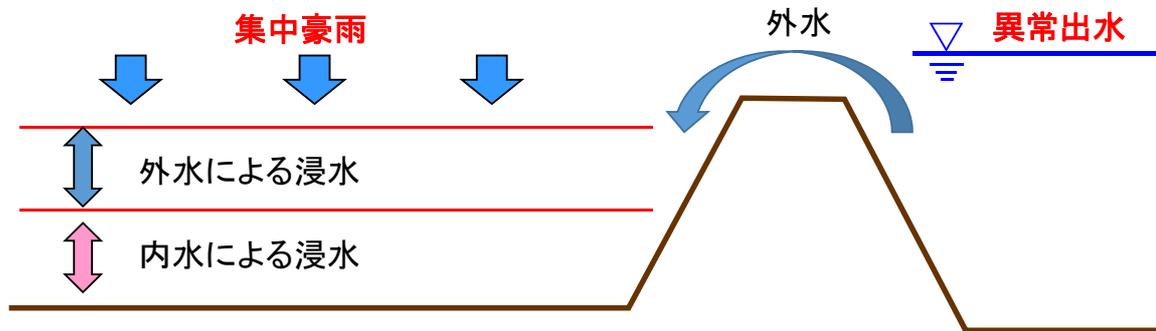
### 【流域における対策(地元自治体)】

### 【河川における対策(河川管理者)】

内水による浸水被害の把握(分析)を行い  
以下の項目について、対応・検討する。

- 貯留施設の設置
- 氾濫許容エリアの設定
- 既存ため池の有効利用
- 排水機場の耐水化
- 新規排水機場の整備
- その他、内水軽減に繋がるまちづくりやソフト対策など

- 河道拡幅
- 橋梁の架替
- 護岸整備etc



# 浸水対策重点地域緊急事業のイメージ

浸水対策重点地域緊急事業

防災・安全交付金事業

他事業

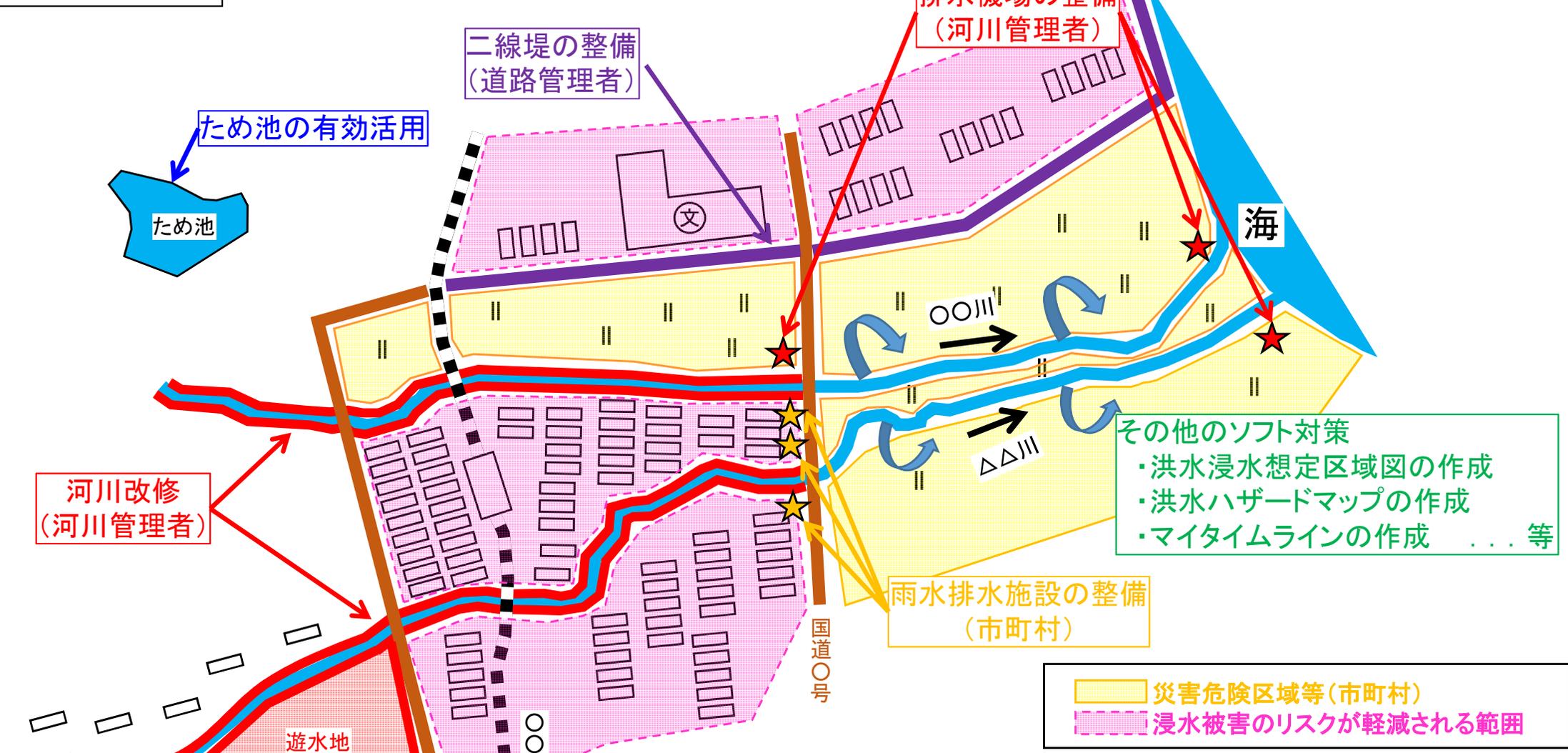
各事業		事業主体	事業内容(案)	負担率
河川事業	基幹事業	河川管理者 (県) (市町村)	・広域河川改修事業 ・河道拡幅 ・橋梁架替 ・護岸整備etc ・総合内水対策緊急事業 ・排水機場 ・調節池etc	(県) 国:1/2 県:1/2 (市) 国:1/3 市:2/3
	関連事業 ※交付要綱に 満たない事業	地元自治体 (県) (市町村)	・雨水貯留施設の整備 ・ポンプ車の配置 ・排水機場の整備 ・排水機場の機能強化・設置 ・道路嵩上げ(2線堤)etc	(県) 国:1/2 県:1/2 (市) 国:1/3 市:2/3
	効果促進	地元自治体 (市町村)	・ソフト対策 ・避難計画 ・ハザードマップ作成etc	国:1/2 市:1/2
下水道事業		地元自治体 (市町村)	・下水道事業としての整備 ※通常の下水道事業	
その他		地元自治体 (市町村)	・立地適正化計画 (浸水想定区域内の居住誘導等)	市単独など

# 浸水対策重点緊急事業の概要

一般的な河川改修では事業効果の早期発現が難しく、事業が完了したとしても内水による浸水被害のリスクは解消されない場合もある。

浸水対策重点緊急事業では、概ね5カ年で重点的に整備する範囲や目標を定め、河川管理者によるハード整備だけでなく、市町村等の関係機関による独自事業と連携を図ることで、外水・内水による浸水被害のリスクを軽減し、事業効果の早期発現を図る。

事業のイメージ図



※上記対策メニューを社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の基幹事業(広域河川改修事業等)や関連事業、効果促進事業として実施することが可能である。

## 国土交通省・公共事業関係予算のポイント

### 令和2年度予算編成の基本的な考え方

- ◆ 公共事業関係費を安定的に確保し、その中で、
  - ① 治水対策を中心とした防災・減災対策等の強化
  - ② 老朽化対策の強化
  - ③ 安全・安心の確保
  - ④ 中長期的な成長の基盤となるインフラの整備 等に重点的に取り組む。

＜治水対策を中心とした防災・減災対策等の強化＞

- 今般の台風被害のみならず、人口減少等の社会の構造的変化も踏まえ、国民の生命・財産を実効的に守る観点から、
  - ・ 予算・既存ストックの「使い方」の見直し
  - ・ 国土・土地利用の見直し
  - ・ 技術人材の拡充

＜老朽化対策の見直し・強化＞

- 高度経済成長期に集中的に整備されたインフラの維持更新費の増大が課題であること踏まえ、老朽化対策について、
  - ・ 新たな個別補助制度の創設による取組みの強化
  - ・ 長寿命化や集約・最適化に向けた財政面でのインセンティブの導入
  - ・ 地方単独事業との適切な役割分担の確保

＜安全・安心の確保＞

- 戦略的海上保安体制の構築や未就学児等の交通安全対策等を推進。

＜中長期的な成長の基盤となるインフラの整備＞

- 人口減少やインフラの維持更新費の増大等が見込まれる中で、料金収入等を積極的に活用して、生産性向上効果の高いプロジェクトを厳選して整備を加速。

- ◆ こうした予算に加えて、令和2年度の「臨時・特別の措置」を活用し、消費税率引上げに伴う住宅の需要変動の平準化対策（すまい給付金）及び「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として必要な対応を実施。

### 令和2年度国土交通省・公共事業関係予算のポイント

令和元年12月  
中島 圭 計 官

## 事業概要

年度当初に予算に計上されていない事業について、事業推進に向けた課題が解決されたこと、災害が発生するおそれが高まっていること又は災害により被害が生じていることなど年度途中で事業を実施すべき事由が生じた場合に、緊急的かつ機動的に事業を実施し、再度災害防止や安心な避難経路の確保等を含む防災・減災対策等を強化する。

## 活用イメージ

### 【事前防災】

- 事業推進に向けた課題の解決等を受けた事前防災対策の実施



### 【再度災害防止】

- 自然災害により被災した地域等において再度災害防止を緊急的に実施  
(原形復旧を行う災害復旧事業とあわせて施設の機能向上を行う場合)



## ダムの治水容量の治水活用

- ダムによる洪水調節は、下流の全川にわたって水位を低下させ、堤防の決壊リスクを低減させるのに加え、内水被害や支川のバックウォーターの影響も軽減する効果がある。
- 利水ダム・多目的ダムにおいても洪水調節の機能を発揮させる観点から、ダムの治水活用等により新たな洪水調節容量を確保して、機能を強化させる。

### <事業例>



- 利水ダムの放流設備等改造に対する補助制度の創設  
利水ダムの治水協力を促進するため、利水者が事前放流を行うために実施する放流設備改造等に対し、補助を行う制度を創設。
- 利水ダムの事前放流に伴う損失補填制度の創設  
利水ダムにおいて事前放流を行う際、利水者の損失リスクの軽減を図り、治水協力を促進する観点から、利水者に対し特別の負担を求める場合における損失の補填制度を創設。

- 台風第19号では、特に川幅が狭い区間や堤防未整備区間等での氾濫が多発したことや、本川の水位上昇(バックウォーター)によって支川が氾濫したことを踏まえ、個別補助事業において、こうした区間等での、河川の水位を低くする河道掘削等を集中的かつ重点的に支援する制度を創設する。

<イメージ>本川水位上昇による支川氾濫等



<対策> 浚渫(河道掘削)



- 個別補助事業において、川幅が狭い区間などの流下能力が不足している区間や、バックウォーターの恐れがある区間等での、河川の水位を低くする河道掘削等を集中的かつ重点的に支援。これらの区間において実施する河道掘削等を実施する事業のうち、原則、概ね5年以内で完了し、事業費が5億円以上で、かつ、浸水想定区域等が公表されている、もしくは、公表できる見込みの河川で実施する事業を対象とする。

— 18 —

下水道事業における市街地の内水氾濫への対策強化

- 今般の台風災害において、市街地での内水氾濫により生活・経済活動に甚大な被害が生じたこと等を踏まえ、下水道事業(雨水対策・污水対策)について、
  - ① 雨水による内水氾濫対策への重点化を行うため、段階的に個別補助化を行う方向とし、令和2年度予算においては、雨水貯留施設の整備等について新たに個別補助制度を創設。(140億円)
  - ② 他方、污水対策については、「雨水公費・污水私費」の原則等を踏まえ、補助対象や支援水準を見直し、公費投入の効率化を図る。

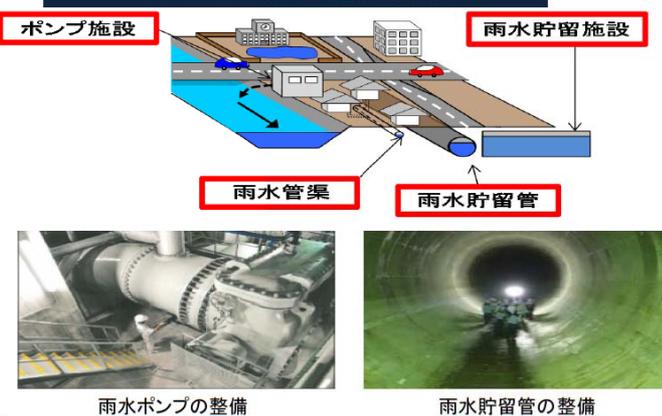
個別補助化による重点的な内水氾濫対策

- 内水氾濫対策への重点的・計画的な支援を行うため、段階的に交付金から切り出して個別補助化する方向
- 令和2年度予算においては、140億円を個別補助化し、雨水処理施設の計画的な整備や適切な機能確保を図る取組みを集中的に支援

污水処理の管渠等に係る公費投入の効率化

- 污水処理の普及率が高いことや「雨水公費・污水私費」の原則等を踏まえ、管渠等に係る公費投入を効率化
  - 污水処理施設整備が概成した団体における未普及対策の非重点化
  - 污水処理施設整備が概成した団体における管渠の単純改築への補助の廃止
  - 「主要な管渠」の見直しにより、令和3年度以降、管渠の機能向上改築への補助を縮減

内水氾濫対策の具体的内容



市街地に降った雨を一時的に貯留することにより、河川への流出を抑制し、内水浸水被害の防止・軽減を図る



雨水貯留施設の整備



— 19 —

- 人口・世帯減少の本格化、自然災害の頻発・激甚化等の大きな変化の中で、市街地の拡散や災害危険エリアへの立地を抑制しつつ、都市の限られた資源を効果的・効率的に活用する「コンパクトシティ」の取組強化が急務。
- このため、令和2年度において、コンパクトシティのための立地適正化計画を策定して都市機能のコンパクト化や防災力強化に積極的に取り組む地方公共団体を重点的・効果的に支援するため、新たにコンパクトシティの取組を支援する個別補助制度を創設。(696億円)
- 同時に、インフラ整備と防災・減災のソフト対策の一体化を図ることとしたため、立地適正化計画の策定を開始していない地方公共団体や、居住誘導区域に土砂災害警戒区域等のレッドゾーンを含めている地方公共団体等については、一定の経過措置を置いた後に、コンパクトシティ支援事業(都市再生整備計画事業)の支援対象や支援水準の見直しを行う。

**個別補助化によるコンパクトシティの取組強化**

コンパクトシティ化に向けた誘導エリア(居住誘導区域等)における、医療・社会福祉・教育文化・子育て支援等の施設整備や、道路、広場などの公共公益施設の整備、防災力強化の取組等を集中的に推進 [696億円を個別補助化]



**コンパクトシティの取組強化と防災・減災対策**

①立地適正化計画の策定を開始していない地方公共団体

・コンパクトシティ支援事業(都市再生整備計画事業)の対象外  
(※ 5年間の経過措置を置く)

②立地適正化計画の居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等のレッドゾーンが含まれている地方公共団体

・コンパクトシティ支援事業(都市再生整備計画事業)の  
高上げ措置の対象外  
・交付金事業については区域を限定し、かつ補助率を引下げ  
(※ 2年間の経過措置を置く)

**治水事業におけるソフト対策の要件化**

**ソフト対策の要件化によりソフト対策を促進(治水事業)**

○ 主な交付金事業及び新たに創設する「河道掘削」の個別補助事業について、以下の要件を付加

- ・洪水予報河川、水位周知河川
  - ⇒ 想定最大規模の降雨による浸水想定区域が公表されていること(公表できる見込みである場合を含む)
- ・その他河川
  - ⇒ 浸水リスクを明示した想定図が公表されていること(公表できる見込みである場合を含む)

※上記に加え、特に優先配分を行っている事業について、**土地の利用規制等を行うまたはその見込みを確認できることを要件に追加**

**浸水想定区域の指定**



【参考】令和2年度予算の編成等に関する建議(財政制度等審議会(令和元年11月25日)抜粋)

台風19号やそれに続く集中豪雨で、改めて注目されたハザードマップにしても、想定最大規模降雨を反映し切れているのか、河川氾濫情報の発表が遅れたのではないかと、といった問題点も明らかになった。真に実効的な治水対策のためには、水害対応タイムライン(防災行動計画)の策定やそれに基づく円滑な避難の確保、土地の利用規制等のソフト面の対応の強化を図らねばならない。ソフト面の方策を要件化したストック整備とすることが必要である。

- 災害時における防災・避難関連情報については、適時に確実な情報を発信する必要があり、その内容・提供方法については、随時改良が必要。
- 上記のような防災・避難関連情報に関する防災力強化のための研究開発を加速する。

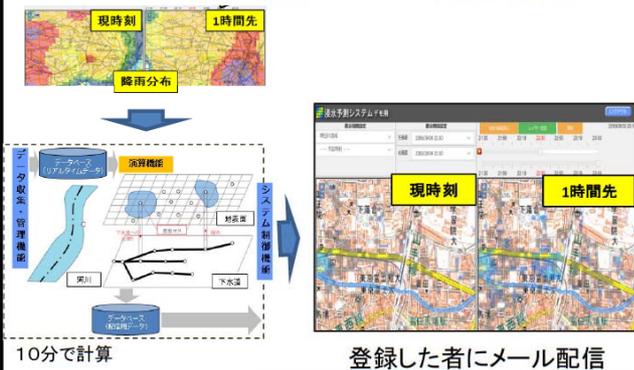
**内・外水一体的リアルタイム浸水予測の構築**

○外水の氾濫を想定した洪水浸水想定区域図を基に避難行動を促しているが、実際には、下水道からの氾濫や内水氾濫が先に発生し、避難が困難なケースがあり、避難の実効性向上のために、内水・外水一体的なリアルタイム浸水予測の構築が必要。

○社会実験の実施により、有効性等を検証中。

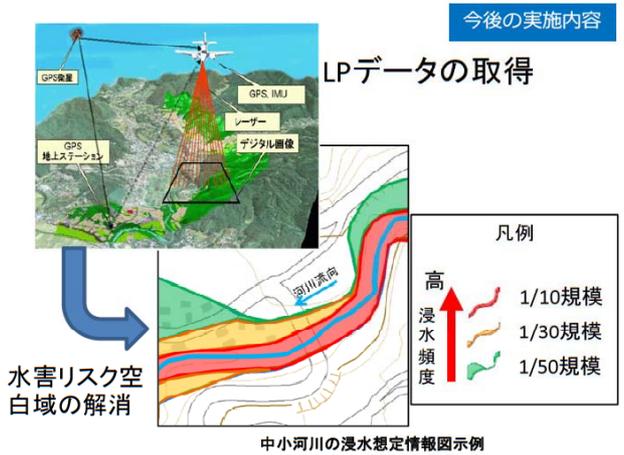
リアルタイム浸水予測システムの開発

- ・1時間先の降雨予測データ等を用いて、10分間の計算時間で、50分先の浸水の有無をリアルタイムで予測し、配信する



**LPデータを活用した中小河川の水害リスク評価**

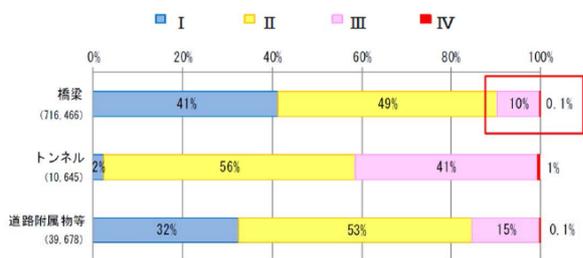
○航空機を用いて迅速に地表測量を行うLP(レーザー・プロファイラー)を活用することにより、中小河川の浸水想定図を簡易的な手法を用いて作成・提供する。



**個別補助制度の新設による老朽化対策の強化**

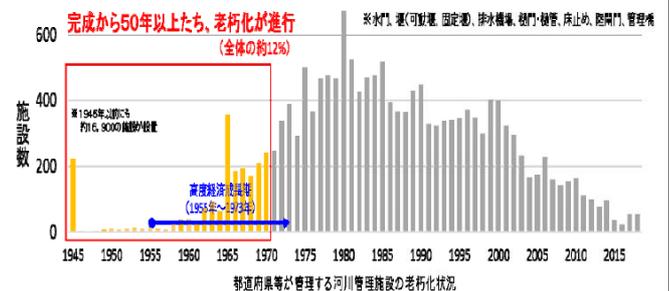
**道路(橋梁等)の老朽化の状況等**

○ 本年8月に公表された点検の結果、全国約72万橋のうち、修繕の緊要性が高いもの(判定Ⅲ、Ⅳ)が約10%(約6.9万橋)あることが判明。



**水門、排水機場の老朽化の状況**

○ 高度経済成長期等に整備してきた水門等の河川管理施設等の防災インフラの老朽化が進展。



○ 地方自治体の取組みが低調なことが課題であるため、地方自治体が自由に使える交付金制度の中で老朽化対策を行っている現行の仕組みの見直しが必要。

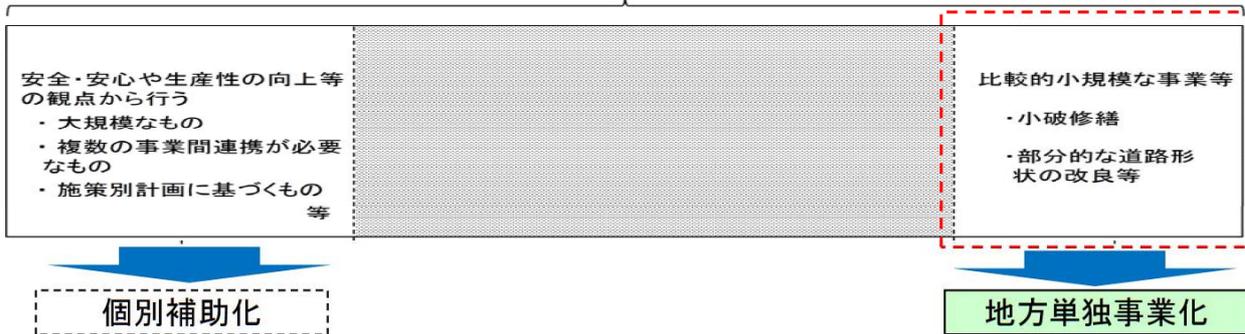
**老朽化対策のための個別補助制度の創設**

○ 自治体管理の道路橋梁や河川管理施設等の老朽化対策については、より集中的・計画的な対応が図られるよう、現行の交付金から切り出し、対象施設において、適切な長寿命化の取組がなされていること等を要件として新たに老朽化対策のための個別補助制度を創設。

## 地域の実情を踏まえた老朽化対策の実施

○ これまで交付金により支援していた地方公共団体の公共事業について、市道等の修繕など、比較的小規模な事業等については地域の実情を踏まえ、個別に対応が図られるよう地方単独事業で実施。

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金



事例：小規模な道路舗装



事例：道路の小規模構造物



事例：小規模な護岸修繕工事



# 令和2年度地方財政対策の概要

総務省自治財政局  
令和元年12月20日

## I 令和2年度の地方財政の姿

### 1 通常収支分

① 地方財政計画の規模	90兆7,400億円程度	(①89兆5,930億円、+1兆1,500億円程度、+1.3%程度)
② 地方一般歳出	75兆8,500億円程度	(①74兆1,159億円、+1兆7,300億円程度、+2.3%程度)
③ 一般財源総額	63兆4,318億円	(①62兆7,072億円、+ 7,246億円、+ 1.2%)
・水準超経費を除く		
交付団体ベース	61兆7,518億円	(①60兆6,772億円、+1兆 746億円、+ 1.8%)
④ 地方交付税の総額	16兆5,882億円	(①16兆1,809億円、+ 4,073億円、+ 2.5%)
⑤ 地方税及び地方譲与税	43兆5,452億円	(①42兆8,756億円、+ 6,696億円、+ 1.6%)
⑥ 地方特例交付金	2,007億円	(① 4,340億円、▲ 2,333億円、▲ 53.8%)
⑦ 臨時財政対策債	3兆1,398億円	(① 3兆2,568億円、▲ 1,171億円、▲ 3.6%)
⑧ 財源不足額	4兆5,285億円	(① 4兆4,101億円、+ 1,183億円、+ 2.7%)

### 2 東日本大震災分

#### (1) 復旧・復興事業

① 震災復興特別交付税	3,742億円	(① 4,049億円、▲ 307億円、▲ 7.6%)
② 規模	9,000億円程度	(①1兆 987億円、▲ 2,000億円程度、▲18.1%程度)

#### (2) 全国防災事業

規模	1,092億円	(① 1,058億円、+ 34億円、+ 3.2%)
----	---------	---------------------------

## 緊急浚渫推進事業費（仮称）の創設

- 令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要
- このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業費（仮称）」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設（地方財政法を改正）

### 1. 対象事業

各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫

※1 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む

※2 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

### 2. 事業年度

令和2～6年度（5年間）

### 3. 地方財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

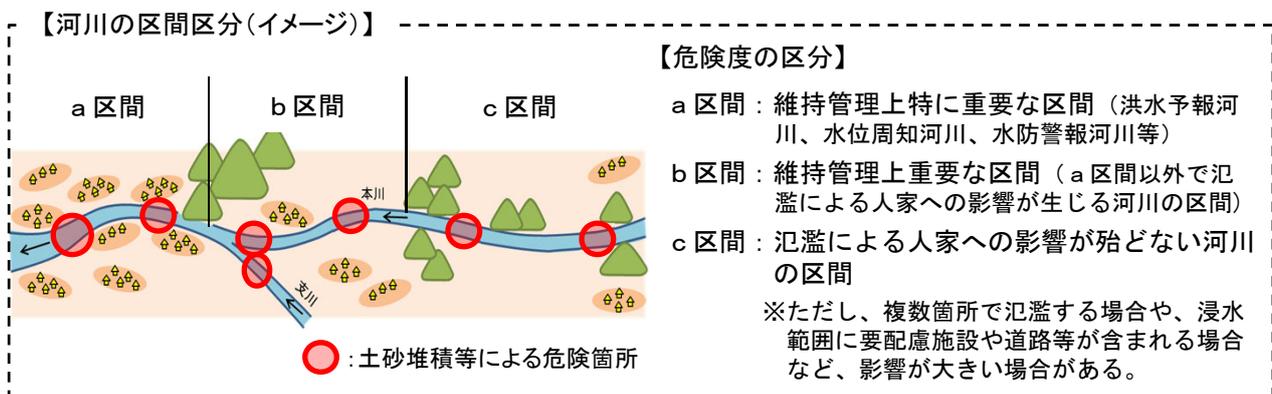
### 4. 事業費

900億円（令和2年度）

※ 令和2～6年度の事業費（見込み）：4,900億円

### <参考> 河川の浚渫の例

堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浚渫を実施



# 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

指定避難所や災害拠点施設等の浸水対策や防災インフラの整備の推進のため、地方財政措置を拡充

## 1. 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充等

### 【対象事業の拡充】

- 指定避難所や災害対策の拠点施設等の浸水対策  
(電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等)
- 洪水浸水想定区域等からの消防署の移転

### 【経過措置】

令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる

- ※ 事業年度終了後の本事業費の在り方については、  
期間終了時の地方団体における防災・減災対策  
に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討

(参考) 緊急防災・減災事業債

<地方財政措置>

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

<事業年度>

平成29年度～令和2年度

<消防署の浸水対策（イメージ）>



↑  
対策前  
↓



↑  
対策後  
↓

## 2. 緊急自然災害防止対策事業費の対象事業の拡充等

### 【対象事業の拡充】※ 令和元年度から適用

道路防災（法面・盛土対策、冠水対策等）、急傾斜地崩壊（市町村分）  
農業水利施設（安全対策（用水路・ため池の防護柵等））

- ※ 災害の発生予防、拡大防止を目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業が対象

### 【経過措置】

令和2年度までに建設工事に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる

- ※ 事業年度終了後の本事業費の在り方については、  
「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」  
の動向等も踏まえて検討

(参考) 緊急自然災害防止対策事業債

<地方財政措置>

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

<事業年度>

令和元年度～令和2年度

<道路の法面对策（イメージ）>



↑  
対策前  
↓



↑  
対策後  
↓